

成年後見のご相談は

けんりょうご

秋田市権利擁護センターへ

☎018-862-0102

こんなことでお困りではありませんか？

障がいのある娘と暮らしていますが、私たち両親がいなくなったら後のことのが心配です。



Aさん

物忘れかしら…
いつの間にか高額な契約を何件もしてしまったけど、私はこれからどうしたらいいの…



Bさん

母親の物忘れが進んできた。通帳も印鑑もどこにしまったかわからぬらしい。



Cさん

頼る人がいないのだけれど私が認知症になつたら誰が世話してくれるんだろう。



Dさん

秋田市権利擁護センターでは、
皆さんのが住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう
「成年後見制度」の活用をお手伝いします。

成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどで、契約行為や財産の管理などに支障のある方が不利益を被ることがないよう、家庭裁判所への申し立てによりご本人を保護し、支援する人を選任する制度です。



成年後見制度を利用すると



Aさん

専門職以外にも社協やNPO等の法人も成年後見人等になれることを知りました。法人が選任されれば親亡き後も長期的・継続的に支援してもらえるので安心です。



Bさん

成年後見人等が高額な契約を取り消してくれました。お金の管理もしてもらうことになり、心配事がなくなりました。



Cさん

私が成年後見人等に選任されたので、母の思いや生活の様子を踏まえたうえで本人の預金の管理や、福祉サービスの利用手続きを行っています。



Dさん

弁護士と任意後見契約をしました。支援内容を事前に決めているので、万が一認知症になつても安心して暮らせます。

秋田市権利擁護センターの仕事

● 相談



高齢者や障がいのあるご本人やご家族、支援関係者から、成年後見制度の利用や権利擁護を目的とした相談を受け、解決に向けた支援をします。また、成年後見制度だけではなく、他の事業利用が望ましい場合も、その利用ができるようにお手伝いします。(日常生活自立支援事業等)

● 成年後見制度の利用促進

- ・申立手続きの支援
- ・ネットワークづくり
- ・適切な後見人を選任する取り組み



● 講演会・出前講座の実施

成年後見制度への理解を深めていただくため、職員による出前講座やセミナーを開催します。地域での集まりや様々な団体からのご依頼をお受けいたします。

相談
窓口

月曜日から金曜日まで(祝日および年末年始は除く) 9時～17時

※窓口でのご相談は事前にご連絡をいただけないとお待たせすることなく対応できます。

社会福祉法人 秋田市社会福祉協議会 秋田市権利擁護センター

〒010-0976 秋田県秋田市八橋南一丁目8-2(老人福祉センター1階)

TEL:018-862-0102



HP

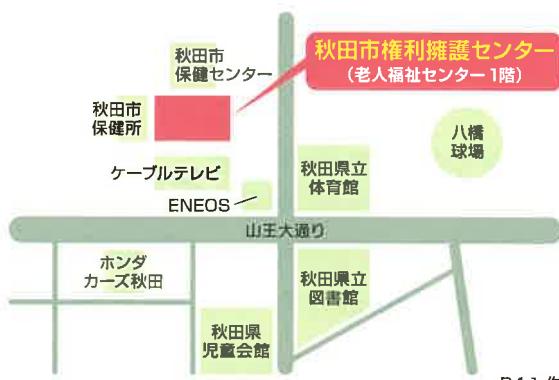


Facebook

FAX:018-862-8900

URL

<https://www.akita-city-shakyo.jp/kenri-yougo>



R4.1 作成